

伊達市空き家除却費補助金 Q & A

Q1	空き家を相続しました。補助の対象になりますか？
A1	補助対象となります。申請者は原則、空き家の所有者となりますが、所有者が亡くなっている等で不在の場合は相続人、財産管理人なども申請できます。
Q2	電気やガスの停止日を証明できるものがありません。
A2	同意をいただければ、水道の使用状況又は便槽の汲取り状況を市で確認します。
Q3	市外業者が除却をします。対象になりますか？
A3	建設業法等に基づいた許可、登録事業者は市内外ともに対象になります。
Q4	空き家は除却するが、一体利用されている物置・車庫・塀は除却しませんが対象になりますか？
A4	空き家と一体利用されている建物（物置・車庫など）や工作物（塀など）を全て除却する場合に対象となります。
Q5	家財道具の処分費用は対象になりますか？
A5	家財道具や空き家内部のゴミ等の処理費用は対象外です。
Q6	除却工事の完了が令和7年2月末を過ぎる場合は対象になりますか？
A6	対象外です。工事、代金の支払が令和7年2月末までに完了するものが対象です。
Q7	申請した補助の対象者は全員、補助金をもらえますか？
A7	申請件数が多数になった場合は、空き家の不良度等により選考する場合があります。
Q8	所有権以外の物権が設定されているかわかりません。
A8	お近くの法務局で建物及び土地の登記事項証明書を取得し確認してください。
Q9	税の完納証明はどこで手に入りますか？
A9	現在お住いの市区町村役場の税務担当窓口申請してください。